

議案第32号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年3月30日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項）」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項）」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第15条の4第1号中「100分の6.86」を「100分の7.47」に改め、同条第2号中「3万5,400円」を「3万8,400円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.02」を「100分の1.96」に改め、

同条第2号中「1万800円」を「1万1,100円」に改める。

第16条の4第2号中「1万4,700円」を「1万5,600円」に改める。

第19条の2第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項）」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項）」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同号イ中「2万4,780円」を「2万6,880円」に改め、同号口中「7,560円」を「7,770円」に改め、同号八中「1万290円」を「1万920円」に改め、同条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同号イ中「1万7,700円」を「1万9,200円」に改め、同号口中「5,400円」を「5,550円」に改め、同号八中「7,350円」を「7,800円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改め、同号イ中「7,080円」を「7,680円」に改め、同号口中「2,160円」を「2,220円」に改め、同号八中「2,940円」を「3,120円」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い低所得世帯の保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。